

独身女性の年金を上回るケースも多いが、公的年金の支給額には上限（65歳で受給する場合、月額16.5万円）があるので部長の妻の遺族年金が月額20万円に達するようなケースは生じない。

第3に、引退後所得に占める公的年金のウエートが日本より低い。表では日本の公的年金のシェアはアメリカやイギリスと大差ないようにみえるが、これは日本の高齢者の労働力率が国際的にみて飛びぬけて高く、67歳時点での稼働所得のシェアが高いために相対的に公的年金のシェアが圧縮されているのである。厚生省『国民生活基礎調査』でみると、引退した高齢者（無業の高齢者世帯）の所得に占める公的年金のシェアは約6割である。一方、アメリカでは公的年金のウエートは約4割で、企業年金など私的年金が約2割と引退後所得の重要な一翼を担っている。イギリスの場合、最近引退する世代では個人年金など私的年金が引退後所得の5割を占めるようになっている。

まとめると、日本の公的年金制度では、1階部分に該当する基礎年金だけでなく報酬比例の2階部分においても被扶養の妻に対する所得移転を行っているのに対し、アメリカやイギリスにおける被扶養の妻への再分配は、日本よりも小規模だといえる。

4. 考察と結論

日本の厚生年金の位置付け

日本の厚生年金の特徴としては次のような点が挙げられる。

- ・被用者と自営業者で制度が別建て（給付水準も負担水準も異なる）
- ・社会保険方式（拠出によって受給権を獲得；給付は過去の拠出にのみ依存）
- ・給付は定額（基礎年金）＋報酬比例、つまり給付は全体として報酬比例（定額給付では現役時代の生活水準を反映した老後の所得保障として役立たない）
- ・世代内の所得再分配、しかも、生涯所得に基づいた再分配を行っている。
- ・財政運営は部分積立方式（賦課方式＋積立金）
- ・インフレに対する保護：5年ごとの財政再計算時にネット賃金スライド（ただし、当分の間凍結）、中間年は自動物価スライド

厚生年金の最大の問題点は1)現在の給付水準を維持するためには将来の負担が過大になり過ぎること、及び2)急激な少子化にともない負担と給付の関係に世代間格差があり過ぎること、である。このため、1999年度改正では①報酬比例部分の給付水準を5%削減し、賃金スライドを当分の間凍結（物価スライドのみ）、②報酬比例部分の支給開始年齢を2013年度から2025年度にかけて段階的に65歳に引き上げる、という給付削減策がとられ、一方で保険料徴収の対象をボーナスを含めた総労働報酬とする、基礎年金の財源として2004年までに国庫負担の割合を現在の3分の1から2分の1に引き上げる、という財源対策が講じられた。しかし、これで上記の問題が解決されたという保証はなく、このほか制度の整合性の問題や専業主婦の問題などが残されている。一方、国民年金に関しては定額拠出による負担の逆進性、未加入者や保険料未納者の増加による制度の空洞化、などが指摘さ

れている。

表5 高齢者の所得5分位階級別各所得源の構成割合
(%)

所得源	日本 1994					ドイツ 1996				
	Bottom	2	3	4	5	Bottom	2	3	4	5
平均所得	63	128	207	316	735					
稼働所得	5	7	9	10	42	2	6	10	14	19
公的年金	84	81	83	84	42	87	80	72	64	55
企業・個人年金	-	-	-	-	-	3	3	3	5	8
資産所得	1	2	3	3	12	6	10	14	16	18
その他	10	10	5	3	4	2	1	1	1	0
所得源	イギリス 1987					アメリカ 1996				
	Bottom	2	3	4	5	Bottom	2	3	4	5
平均所得	47.5	62.3	80.5	109.8	254.8					
稼働所得	0	1	2	4	13	1	3	7	12	31
公的年金	90	87	78	65	25	81	80	66	47	21
企業・個人年金	3	7	13	20	31	3	7	15	24	21
資産所得	6	6	8	12	31	3	6	9	15	25
その他	-	-	-	-	-	12	4	4	2	2

(注) 1. 平均所得は日本が万円/年、イギリスがポンド/週。

2. イギリスの公的年金には全ての社会保障給付（現金給付）が含まれている。

(資料) 府川(1999), Schwarze and Frick(1999), Johnson (1992), SSA (1998)

表5は65歳以上の高齢者（単独又は夫婦のみ世帯）の所得5分位階級別所得源の構成割合を4か国について示したものである。この表から公的年金給付の果たしている役割がドイツ・日本とアメリカ・イギリスとで異なっていることが読みとれる。アメリカやイギリスでは企業年金給付が高所得者層にとっては重要であり（日本は残念ながらデータがない）、稼働所得のウェイトは日本やアメリカで相対的に大きいことが確認される。日本でも公的年金は最低保障給付にすべきだという提案がある。また、収益率が政治的に決められてしまう賦課方式よりも収益率が市場で決められる積立方式の方が好ましいという議論がある。どんな制度にも一長一短があり、広範な国民の合意が得られる制度に変えていくプロセスが重要である。所得再分配を伴う公的年金の必要性は明らかだとしても、問題はその程度

である。

持続可能な社会保障のかたち

日本の今回改革では基礎年金部分の改正により所得再分配機能が補正され、年収ベースの保険料徴収により拠出面での扱いがより公平になった。しかし、人口変動中立性や給付と負担に関する世代間格差の是正については新たな対策はあまり講じられていない。日本の年金給付は他の先進諸国に比べてまだ小さいが、今後急速に拡大していくことは確実である (OECD, 1996 ; 表 6)。今後公的年金制度を改善していく中で、制度の整合性を高め、負担と給付に関する世代間格差の是正に努めることは重要である。しかし、最も重要な点は公的年金制度に対する国民の不信を払拭することである。国民の不信は制度の公平性や持続可能性に対する疑念に起因したのもあれば、制度運営上のものであるだろう。ドイツの年金改革においても、あるいは他の先進諸国の例を見ても、公的年金制度に対して国民が納得し、信頼するような改革をめざしてあらゆる努力がなされている。国民の公的年金に対する不信感はやがて除去すべき重大な課題である (府川, 2001a)。何を国庫負担によって賄うべきか、どのような所得再分配を行うべきか、個人のライフコースに対して公的年金はどの程度中立的であるべきか、これらの原則に関する国民の合意がなければ、年金制度に対する国民の信頼を回復することは困難であろう。

公的年金が最低限の給付を行っている典型的な例はイギリスである。このような給付の最大の目的は高齢者を貧困から防ぐことである。イギリスの公的年金では税財源が大きな比重を占め、年金支出は国の他の分野の支出と競合している。給付改訂も物価スライドしか行われておらず、年金生活が長くなるにつれて給付の不十分さが深刻になっている (ヒルズ, 1997)。このため、イギリスの公的年金は貧困を防ぐために十分な役割を果たしているかどうかについて疑問が投げかけられ、大部分の勤労者にとって退職後の所得保障は私的仕組み (企業年金等) に頼ることが norm になっている (Glennister, 2000)。公的年金で最低限の保障だけをしようと考えている国々においては、遅かれ早かれ何らかの形で強制的な制度を作る必要に迫られている (Schmaehl, 1999)。結局、先進諸国の大部分の国では現役時代の所得を基準にした老齢保障が民意であり、公的制度の役割の大きさが国によって異なるということになる (Schmaehl, 1999)。イギリスの例が示すように、公的制度を小さくすれば問題が解決するというわけではないことには十分留意する必要がある (OECD, 1997 ; Taverne, 2001)。

年金制度の主要な機能を退職による稼働所得 (Earnings) 喪失というリスクへの対応と考えれば、被用者と自営業者で制度を分立させず、稼働所得に対して所得比例の拠出を課し、所得比例の給付を支給することが自然である。これがアメリカやドイツの公的年金の姿である。拠出は稼働所得に対して正比例で課され (ただし、上限が設けられている)、給付は再評価された生涯稼働所得をもとに算出されるが、ドイツのように正比例の国もあればアメリカのように低所得者に厚く給付する制度もある。扶養配偶者への配慮でもアメリカと

ドイツでは対照的であり、アメリカでは被保険者本人の年金額の 50%が扶養配偶者に給付されるのに対して、ドイツでは何の給付もない。このようにバリエーションはあるが、被用者と自営業者を同一制度で適用し、所得比例の拠出・給付という構造をもっている点では共通している。

上記のような考え方に立てば、定額拠出・定額給付（ただし加入期間比例）となっている日本の基礎年金は例えばアメリカの OASDI 方式の年金制度にとって代わられる必要がある。そして、保険原理になじまない部分（育児クレジット、介護クレジット、福祉規定など）は国庫負担によって賄う（結果的に例えば年金給付額の 20%）という整理が望ましい。老齢年金の支給開始年齢は高齢者の就業促進及び個人の選択の尊重という方向で合理的に決められるべきである。この点で、60 歳代の中で引退年齢を個人の選択に任せ（年金額は受給開始年齢に対応して数理的に調整される）、しかも、平均余命の伸びを年金額に反映させるスウェーデンのしくみは大変参考になると考えられる。年金のスライドは物価スライドのみでは超高齢者の貧困問題に発展する可能性があり、ネット賃金スライドでは現役世代の過重負担の問題が残るので、その中間に解決策が求められると思う。この点で八代(1998)の賃金上昇から労働力減少を差し引いた「経済成長スライド」方式の提案は興味深い。このようにして、退職による稼働所得喪失というリスクに十分対応することができれば、公的年金給付の優遇税制は存続させる意味がない。むしろ、高齢者も納税者としての立場で生活することが重要である。

社会保障の財源は整合性のある選択肢の中から透明なプロセスを経て 1 つを選ぶしかない。問題は、社会保障の守備範囲はどこまでか、各制度で負担と給付をどこまで結びつけるべきか、社会保障で所得再分配をどの程度行うべきか、等の基本的な問に対する回答である。これらは政治過程を経て得られる国民の意思決定によるものであるが、その際には社会保障各制度の果たしている機能や公平性・効率性についての実証分析結果が不可欠であることは言うまでもない。

参考文献

- 医療経済研究機構(2001). ドイツの医療関連データ集 2000 年版.
健保連(2001). 社会保障年鑑 2001 年版.
武井伸次(1999). アメリカにおける社会保障年金改革の現状と課題Ⅱ. 年金と雇用,18(3),57-100.
武井伸次(2000). アメリカにおける社会保障年金改革の現状と課題Ⅲ. 年金と雇用,18(4),100-133.
ドイツ研究会(1993). ドイツ社会保障総覧. ぎょうせい.
ヒルズ・ジョン(1997). 福祉国家の再構築. 季刊社会保障研究 33(1), 18-25.
府川哲夫(2001a). 定額年金の位置付け. 年金と雇用, 19(4),9-18.

- 府川哲夫(2001b). 高齢者にかかる医療・介護のトータルコスト. in 社会保障の社会経済への効果分析モデル開発事業調査研究報告書. 国立社会保障・人口問題研究所.
- 府川哲夫(2002). ドイツの年金改革. 年金と経済, 20(5).
- 八代尚宏(1998). 評価できる年金白書. 年金と雇用,17(1),21-28
- Boersch-Supan Axel,他(2001). Pension Provision in Germany. in Pension System and Retirement Incomes across OECD Countries. OECD.
- Burtless Gary (1998). Spending and Sources of Finance in the American Welfare State: Options for Reform. IPSS STUDY SERIES 98.1
- Deutscher Bundestag (2000). Rentenversicherungsbericht 2000.
- Eurostat (2000). Revenue and Expenditure of Social Protection, 2000 Edition.
- Federal Ministry of Labour and Social Affairs (2001). Key issues of the pension reform in Germany. mimeo.
- Glennerster Howard (2000). The United Kingdom's New Health and Welfare Policy: A changed role for markets.
- Hohnerlein Eva Maria (2000). Policy Measures in German Public Pension System to cope with Low Fertility. IPSS STUDY SERIES 2000.3.
- Kingson Eric E. and Schulz James H. ed. (1997). Social Security in the 21st Century. Oxford University Press.
- Leone Richard C. and Anrig Greg, Jr. Ed. (1999). Social Security Reform. The Century Foundation Press, New York.
- OECD(1996). Ageing Population, Pension Systems and Government Budgets.
- OECD(1997a). OECD Economic Surveys Japan.
- OECD(1997b). Family, Market and Community : Equity and Efficiency in Social Policy.
- OECD(1998). Maintaining Prosperity in an Ageing Society.
- OECD(2001). OECD Economic Outlook.
- Schmaehl Winfried (1999). Public Pension Reform in Germany. -Major Post-War Reforms and Recent Decisions -. 海外社会保障研究 No.126, 22-33.
- Schmaehl Winfried (2000). New developments and future directions of the Public Pension System in Germany. IPSS STUDY SERIES 2000. 3.
- Schneider Markus (2000). Improper Use of Hospital Beds in Germany. IPSS STUDY SERIES 2000.2.
- Schwarze Johannes and Joachim R. Frick (1999). Old Age Pension system and the income distribution among the elderly-Germany and the United States Compared.
- Taverne Dick (2001). Can Europe Pay for its Pensions? in Pension reform in europe. The Federal Trust.
- World Bank (1994) *Averting the Old Age Crisis*, Oxford: Oxford University Press.

医療制度が医療の質に及ぼす影響の共同研究（平成 11～12 年度）
総合研究報告

大石亜希子 国立社会保障・人口問題研究所

1. 研究の背景

日本の医療における重要な課題の一つとして、システムの効率性を高めながらいかにして医療の質を維持するかということがある。そこでとくに問題となるのは、医療の質の計測方法である。これに関する日本での既存研究は少ないが、アメリカの RAND 研究所はこの分野で先駆的な業績をあげており、日本の参考となる成果が得られることが期待される。そこで RAND 研究所に調査研究を委託し、Mark Schuster 氏を代表とする研究論文をまとめた。

国民皆保険の日本と異なり、アメリカの雇用者は勤務先の企業から医療保険を提供されることが一般的である。そのため、保険内容の違いが人々の受け取る医療の質にどのような影響を及ぼしているかに大きな関心が寄せられている。ここでは医療保険の保険料が企業の保険内容の選択にどのように関わっており、それが医療の質にどのような影響を及ぼしているかを検討した。

2. 研究成果

Mark A. Schuster, Elizabeth A. McGlynn, Cung B. Pham, Myles D. Spar and Robert H. Brook,
“The Quality of Health Care in the United States: A Review of Articles Since 1987”

当研究成果は、当研究事業の平成 12 年度報告書に掲載されている。

この論文は、アメリカにおける医療の質の現状を、文献データベースを利用しつつ検討したものである。マネージド・ケアや出来高払い方式といった保険方式の違いや病院の種類・地域によって医療の質にばらつきが大きいこと、専門的見地からしばしば不適切な医療が行われていることを明らかにしている。

以上

家族の社会保障機能が社会保障の発展に及ぼす影響に関する研究*1

－分析枠組みの検討と年金改革の効果分析－

(平成12～13年度)

国立社会保障・人口問題研究所

社会保障応用分析研究部室長

金子 能宏

1. はじめに

一般的に、東アジア諸国においては、家族の生活保障機能として利他的な私的所得移転のネットワークが幅広く存在していると言われている。確かに、わが国においては、公的年金の平均的な給付水準が、基礎年金の導入と平均的な加入期間の上昇により増加した結果、仕送りなどの私的所得移転よりも、公的年金など公的所得移転が老後の生活保障機能にとって重要になり、その結果、世帯構造においても高齢者の夫婦二世帯と高齢者の単独世帯の割合が増加する傾向にある。しかし、わが国においても、福祉年金を受給している年金受給者世代で寡婦の単独世帯の場合には所得水準が低い場合があり、これを補うために仕送りなどが利用されていることが指摘されている。また、子供のいる世帯では、児童手当が支給される所得階層の夫婦と子供の家族が3世代同居の場合には、子供の母親の就業が促進される傾向があり、同居することによる住居サービスの世代間移転が、女性の就業行動と世帯所得の変動に影響を及ぼす可能性があると言われている。

これらの場合が示唆するように、公的所得移転の効果は既存の私的所得移転がどのような目的で行われているかによって異なる。この点を指摘した研究がCox博士の1987年の研究である。これによれば、既存の私的所得移転が家族の利他的な動機に基づいて行われている場合、公的所得移転は私的所得移転の役割を代替するので私的所得移転額を減少させるのに対して、私的所得移転が親からの相続分与の割合が有利になる期待などと結びついた利己的な私的所得移転であれば、公的所得移転があっても私的所得移転は必ずしも減少しない。したがって、市場経済の失敗を政府が補正する混合経済に立脚する福祉国家にお

*1 本研究の中で、世界銀行における3節のCox博士の研究グループが提示した推計方法の概要は、澤田康之氏（東京大学）のご指導によるものである。記してお礼申し上げたい。また、世界銀行の年金改革プログラムを受けて進められつつある年金改革の効果に関する分析は、何立新氏（一橋大学大学院経済学研究科）にご協力をお願いした。これらの方々に記してお礼申し上げたい。なお、本稿における責任は筆者が負うべきことお断りしておきたい。

いては、社会保障を通じた公的所得移転と家族の生活保障機能を通じた私的所得移転の代替関係は、私的所得移転の多様性を配慮しながら公的所得移転と私的所得移転の相互作用を把握する実証分析を通じて検証されるべきものである。

これに対して、現在の東アジア諸国には、中国やベトナムなど、社会主義国家として国家統一を果たした後に、経済発展のために社会主義市場経済を採用している国々がある。これらの国々における家族の生活保障は、社会主義市場経済が導入される以前は、国営企業が住居や子供の学校や病院の医療サービスを福利厚生制度として提供し、退職後は年金も給付していた反面、労働者とその家族は社会主義国家の一員として国家の発展に寄与することが求められていたように、国家の計画経済に含み込まれる形で機能するように国家統制されていた側面があった。しかしながら、中国が改革解放路線を採用し、ベトナムがドイモイ政策を採用した後は、社会主義市場経済を発展させるために国営企業改革が進められ、赤字国営企業の再構築や廃止、黒字国営企業の発展促進策やこうした国営企業の株式会社化、あるいは外国企業との合弁企業の育成などが進み、その結果、上に述べたような社会主義経済時代の国営企業の福利厚生制度とこれに伴う家族の生活保障機能の見直しが進められている。とくに、中国では、1990年代後半以降、世界銀行の年金改革プログラムを受け入れて、部分的に積立部分を持つ公的年金制度の整備を進めている。

本研究では、家族の社会保障機能が社会保障の発展に及ぼす影響について、東アジア諸国を対象に、経済体制や経済発展の多様性に留意しながら、その分析方法を検討する。とくに、経済発展が著しく世界銀行の年金改革プログラムを受け入れて年金改革を進めると同時に、WTO加盟により企業の行動原理が益々先進諸国と類似性を持ち始めている中国の社会保障の展開については、家族の生活保障機能を国営企業が大体していた時代の年金制度も振り返りながら、現在の年金制度改革が高齢者の就業・引退行動と社会保障財政に及ぼす影響を実証分析する。

次の節では、もともと市場経済のもとで発展してきた発展途上国を対象に、社会保障を通じた公的所得移転と家族の生活保障機能を通じた私的所得移転の代替関係を、私的所得移転の多様性とこれら二つの移転の相互作用とを同時に配慮しながら実証分析する枠組みについて考察する。これに対して、3節では、かつては家族の生活保障機能が社会主義計画経済の中に組み込まれていたが、社会主義市場経済に移行した結果、混合経済に基づく福祉国家と同様に社会保障制度が機能し始めた中国を対象に、年金制度改革の効果について検討する。

2. 社会保障を通じた公的所得移転と家族の生活保障機能を通じた私的所得移転の代替関係の分析枠組み—世帯属性や個人属性に配慮した回帰分析—

この節では、公的所得移転の効果は社会保障制度が整備される以前から慣習的に行われてきた私的所得移転がどのような目的で行われているかによって異なることを指摘した Cox

博士（1987年）の研究を踏まえて、世界銀行のCox博士の研究グループが用いている分析方法について述べる。この新しい方法は、まず、経済的要素と家族の世帯属性に注目しながら、次のような私的所得移転受け取り額 T_{it}^{PR} の回帰式を推計することである。

$$(1) \quad T_{it}^{PR} = X_{it} \beta + \alpha_{1it} Y_{it} + \alpha_{2it} Y^{PB} + u_{it},$$

ここで、 t はデータの観察時点、 i は t 時点の第 i 番目のサンプルであることを示す。そして、 T^{PR} は高齢者一人あたりの仕送りなど私的所得移転の受取額、 X_{it} はこうした所得移転の受け取りを決定する諸変数である。 Y は公的所得移転と私的所得移転を除いた家計所得、 Y^{PB} は公的所得移転の金額を示している。ここで、焦点となるのは α_2 の符号と大きさである。 $\alpha_2 < 0$ は公的所得移転と私的所得移転の代替関係を示している。従って、一致性のある α_2 を効率的に推計することが必要となる。

具体的には、 X_{it} として、世帯主の年齢・性別・就労状況、世帯構成と世帯構成員の同居・別居の別、世帯人員の年齢、健康状態や介護の要否、居住地域などが考えられるが、世帯に属する高齢者数が多ければ多いほど純公的所得移転の総額が大きくなる傾向があるので、この傾向を考慮して Y^{PB} も高齢者一人あたりの値を用いる。（ただし、この傾向が世帯としての私的移転にどれだけ影響するのかを比較検討するため、高齢一人あたりではない純公的所得移転の総額を説明変数にした場合も推定する）。

一方、公的な所得移転 T^{PB} は、具体的には、年金・恩給受取額、生活保護、医療・雇用など各種保険からの給付金・諸手当、企業退職金受取りなどの合計である。この合計額（粗公的所得移転額）から税や社会保険料を引いたものが純公的所得移転額 Y^{PB} である。被扶養者となっている高齢者の場合、医療保険料を納めないことに見られるように、社会保険料が世帯主と高齢者の医療保険の加入状況に依存する。また、税額は、高齢者が世帯主の場合には本人の所得の影響を受け、高齢者が被扶養者の場合には世帯主の所得の影響を受ける。従って、純公的所得移転額 Y^{PB} は、世帯主の年齢、就業状況、所得水準、世帯構成、世帯類型、世帯種別、健康状態などに依存することになる。これらの決定変数をまとめて Z とあらわせば、公的所得移転額を推定する回帰式は以下のようなになる。

$$(2) \quad Y^{PB} = Z_{it} \gamma + v_{it},$$

これらの回帰式を推定するために、世界銀行の国際共同研究では、計量経済学の発展を踏まえた、次のような新しい方法を用いることとなっている。一般的に、観測されない効果を通じて u_{it} と v_{it} の間には相関があると考えられるので、公的所得移転と私的所得移転の代替関係を検証するのに必要な α_2 の一致性のある推計量を得るために(1)と(2)を連立方程式として推計する必要がある。従って、(2)を推計するためには、 Z に含まれ、(1)式の X には含まれない識別のための操作変数が必要となる。具体的には、操作変数として、勤めか自営

かの別医療保険加入状況、仕事の有無・公的年金の受給状況、勤めか自営かの別・公的年金加入状況、公的年金の受給状況別に見た世帯所得階級、子供の有無・人数、公的年金の需給状況、特定転出者のいる世帯の別などが考えられる。

次に、推定方法としては、日本において私的所得移転の金額を示す TPR の値は、公的年金制度が年を経るにつれて被保険者期間が伸び、年金受給額も増加する傾向にあるので、多くの家計についてゼロの値をとる潜在変数であると考えられる。その結果、サンプルにおける TPR の値は 0 とプラスの値からなるので、トービット・モデルを用いた推計を行う。結局、この点と(1)と(2)を連立方程式として推計することを合わせて、連立方程式のトービットモデルを用いて α_2 を推定することが望ましい方法となる。

3. 中国における年金改革の動向その影響—高齢者の就業・引退行動と年金財政に及ぼす影響—

中国では、世界銀行の年金改革に関するアドバイスを受けて、賦課方式年金と積み立て方式の個人年金勘定を組み合わせた年金制度が導入された。この 1997 年・年金改革の影響を見るために、本稿では、まず中国国有企業に対するアンケート調査を用いた実証分析を行い、一人あたり年金給付額が早期退職者を誘発する可能性があることを確かめた。1997 年の年金改革では旧制度（1997 年改革前）と比べて平均年金額が低下する。したがって、この改革により年金の引退促進効果が小さくなり、年金受給者数の増加が抑えられて年金財政に好ましい影響が現れることが期待される。

年金改革が高齢者の就業・引退行動に及ぼす影響を見るために、1997 年に国营企業に対して実施されたアンケート調査を利用して、国营企業の中高年従業員総数に対する退職者数を被説明変数として、これに年金給付額がどのように影響するかを回帰分析した。その結果、引退を考慮し始めたり引退時期に近づいている年齢層の在職労働者に対して、年金給付額が高い場合の方が早期退職者をより多く誘発するという意味において、年金給付額が中高年労働者の引退を促進する要因となっている結果が得られた。この結果は、欧米及び日本でマイクロ・データによって見いだされている年金給付額が高年齢者の就業・引退に及ぼす影響に関する実証分析結果と符合するものとなっている。

最後に、世代間の公平性を考慮して個人年金勘定による積立方式を主とする新制度の導入は、旧制度受給者への所得移転を伴う限り、賦課方式から積み立て方式への移行期間の二重負担を避けて通ることができないので、本稿では、給付と負担の関係を新制度が適用される世代と旧制度での受給者とを比較して二重負担問題を検討した。世代別に給付と負担の関係を推計した結果、新制度だけが適用される若い世代には、この二重負担が生じる可能性があることがわかった（推計の詳細については、『中国国有企業における退職行動と年金制度改革』（何立新氏と共著）「海外社会保障研究」第 132 号を参照。）

I I . 平成 1 3 年度総括研究報告

(平成 11~13 年度)

厚生科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）
総括研究報告書

社会保障の改革動向に関する国際共同研究

主任研究者 池上 直己 慶應義塾大学医学部教授

研究要旨 社会保障改革の動向に関する情報ネットワーク及び二国間の関係を通じ、各国の研究機関との情報・意見交換を行うとともに、特定の社会保障に関するテーマについての共同研究を実施する。平成 13 年度は「社会保障改革の動向に関する国際情報ネットワーク」、「病院医療サービスの高度化とその経済効率性に関する実証分析」、「所得分配に関する国際比較研究」、「公的年金の foundation に関する比較研究」、「家族の社会保障機能が社会保障の発展に及ぼす影響に関する研究」を実施した。

分担研究者

府川哲夫（国立社会保障・人口問題研究所
社会保障基礎理論研究部長）
大石亜希子（国立社会保障・人口問題研究所
社会保障基礎理論研究部第 2 室長）

意見交換を行うとともに、特定の社会保障に関するテーマについての共同研究を実施することを目的とした。

A. 研究目的

人口高齢化、経済の低成長等を背景に先進各国において社会保障の改革が進展している。それらの中には共通の政策もあれば、各国独自の対応も見られる。これらを今後のわが国の改革の参考にする際には、それぞれの国の既存制度や背景となる社会経済の状況を十分踏まえる必要がある。そのためには、当該国の研究機関との共同研究を実施することが最も有益な情報を得られる方法であると考えられる。

1997 年にドイツのベルテルスマン財団より、国際的な社会保障改革の動向に関する情報ネットワークへの参加を要請され、国立社会保障・人口問題研究所が同ネットワークに参加することになった。これを契機に、本研究は同ネットワーク及び二国間の関係を通じ、各国の研究機関との情報、

B. 研究方法

本研究は、ベルテルスマン財団（ドイツ）、National Bureau of Economic Research（アメリカ）、世界銀行、RAND 研究所（アメリカ）などとの多国間および 2 国間の関係を通じ、各国の研究機関との情報、意見交換を行い、医療、年金、福祉等の社会保障分野における国際的動向を把握し、特定のテーマについて共同研究を行った。

■共同研究 1（1999～2001 年度）：「社会保障改革の動向に関する国際情報ネットワーク」

ベルテルスマン財団（ドイツ）主催の「社会保障改革の動向に関する国際情報ネットワーク」に参加して、先進 15 各国における社会保障分野の改革に関する情報収集、比較分析を行った。

■共同研究 2（1999～2001 年度）：「病院医

療サービスの高度化とその経済効率性に関する実証分析]

NBER (National Bureau of Economic Research、アメリカ)の医療経済研究グループ(Mark McClellan スタンフォード大学教授)と共同で「病院医療サービスの高度化(技術革新を含む)とその経済効率性(パフォーマンス)に関する実証分析」を行った。医療施設静態調査、病院報告、社会医療診療行為別調査等を対象にデータの検討を行い、最終的には特定の疾病(急性心筋梗塞(AMI))に関して、病院医療サービスの効率性に関する日米の比較分析に資するデータ・ベースを作成し、実証分析と考察を行った。

■共同研究3(1999~2001年度):「所得分配に関する国際比較研究」

「所得再分配調査」等を用いて、同調査と先進諸国の調査との比較可能性を調査対象、所得の定義、世帯人員の調整法、等から検討し、各種の所得分配指標を用いて日本の所得格差、再分配の状況を主要先進諸国と比較研究した。

■共同研究4(1999~2001年度):「公的年金の foundation に関する比較研究」

被用者に対する老齢年金給付を念頭に、日本を含む主要先進国の公的年金制度について、その基本原則、所得代替率、再分配の程度、制度の generosity 等を比較・分析して、日本の公的年金制度の客観的な特徴付けを行った。諸外国の調査に関しては、ベルテルスマン改革ネットワーク等を活用した。

■共同研究6(2000~2001年度):「家族の社会保障機能が社会保障の発展に及ぼす影響に関する研究」(トランスファー研究会)

世界銀行開発調査局(Development Research Group)と連携をとりながら、日

本における社会保障の機能と私的トランスファーによる家族の生活保障機能との関係をマイクロ・データを用いて実証分析するための準備作業を行った。この研究の最終的な目標は世界銀行アジア局における公私トランスファーに関する研究成果と比較し、経済発展と高齢化を同時に迎えているアジア諸国の社会保障政策に対するインプリケーションを導くことである。

(倫理面への配慮)

マイクロデータを使用の際には、個人が特定されないように十分留意するとともに、個人情報流出のないように細心の注意を払う。

C. 研究結果

平成13年度の研究結果は以下のとおりである。

■共同研究1「社会保障改革の動向に関する国際情報ネットワーク」:

先進国15か国の参加国からなるネットワーク構築に参加し、当該年度における日本の社会保障改革の報告を行うとともに、先進15か国における過去3年間の改革の動向を分析した。

■共同研究2「病院医療サービスの高度化とその経済効率性に関する実証分析」:

急性心筋梗塞(AMI)など心臓疾患に対する医療技術の進歩が主たる治療方法や患者の健康に及ぼす影響を分析した。国立循環器病センター(NCVC)の研究グループの協力を得ながら、1994年から2000年までの経皮的冠動脈形成術(PCI)の適応とその治療の時系列的な変化が、ステントなど新技術の導入によってどれだけ改善されたかを計量分析した。NCVCとNBERの医療経済グループの作成したアメリカの代表的

な高度医療実施病院との間の比較可能なデータ・ベースを作成し、これに基づいてAMIに関する治療法及びその成果について日米の比較研究を行った。

■共同研究3「所得分配に関する国際比較研究」:

2001年度は引き続き「国民生活基礎調査」「所得再分配調査」を用いて、日本の所得分配、低所得者層の現状と動向を国際比較を交えて分析した。LISなどを使った所得分配の国際比較研究を拡充するとともに、社会保障・税制が所得分配に及ぼす影響の把握、世帯構造の変化が所得分配に及ぼす影響（未婚成人や高齢者の同居など）等を分析した。

国際的にみた日本の所得格差の状況を把握するには、もととなる統計の調査対象、所得の定義、世帯人員の調整法等を詳細にコントロールすることが重要である。1990年代において日本の所得格差は拡大したが、それは主に世帯構造の変化によるところが大きい。税や社会保障による個別の再分配については、格差縮小効果が小さいものもあった。また、生涯ベースでみると再分配効果が減殺されていることも明らかになった。

■共同研究4「公的年金の foundation に関する比較研究」:

2001年度にはイギリス・アメリカ・ドイツの年金研究の専門家と研究交流を行い、日本の公的年金制度の客観的な特徴づけを多角的に行った。各国とも一方で現役世代の負担の増加を抑制しながら、他方で高齢者に意味のある給付をし続けられる制度として存続させる道を探っている。ドイツの場合は年金制度に外付する形で任意加入の個人老齢保障制度（企業年金又は個人年金）を導入し、スウェーデンの場合は年金制度

全体を経済変動や人口高齢化に対して中立的な制度に変えた。アメリカの制度（OASDI）は1983年以降、被用者、自営業者、公務員、等を適用し、12.4%の保険料率で運営されているが、このままでは2040年頃から約束している給付の約72%しか払えなくなるため、年金制度内に任意加入の個人退職勘定を導入する案を中心に年金改革が議論されている。The President's Commissionが提案した3案のうちより変化の大きい第2案と第3案について、年金制度全般に占める個人退職勘定のウェイトを保険料率ベースで計算するとそれぞれ32%、26%になる。

■共同研究6「家族の社会保障機能が社会保障の発展に及ぼす影響に関する研究」:

2001年度はマイクロ・データの使用申請および外国における既存研究の文献調査を行った。さらに、発展途上国の中でもWTOに加盟した中国の社会保障改革の動向は、発展途上国における社会保障の役割の変化とその効果の変化を探る一つの事例となるので、主として年金制度改革と高齢者の就業・引退行動を対象に実証分析を行った。その成果は、2001年12月に中国社会科学院が主催した「移行経済における中国の労働市場の変化に関する国際比較セミナー」において報告を行った。

D. 考察とE. 結論

経済の成熟化とグローバル化、人口の少子高齢化、財政状況の深刻化などにもなつて、今日、先進諸国は福祉国家の再構築という大きな課題に直面している。先進諸国はそれぞれの国ごとにその置かれた状況の中で社会保障改革を行っているが、一方で他国の経験を参考にしたり、他国の改革の方向を自国の改革の選択肢に加えるなど、

改革の理念や改革の土台となるエビデンスを共有しようという動きが活発になっている。ベルテルスマン財団の社会保障改革情報ネットワークの構築はその一例である。

先進国の中で最も深刻な少子高齢社会を迎えると予想されている日本にとって、福祉国家の再構築は最も緊急性の高い政策課題である。日本が他の先進諸国から学ぶものは個別の制度改革もさることながら、その背景にある改革の理念や改革の土台となっているエビデンスであろう。そのためには2国間で研究機関同士が共同研究を実施・継続していくことが必要である。共同研究には多くの困難も伴うが、このようなプロセスを経てはじめて有意義な比較が可能となる情報が得られる。1999～2001年度の研究を通じて共同研究を継続することの意義も明らかになった。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表:

阿部 彩『国民年金の免除制度改革:未加入、未納率と逆進性への影響』「日本経済研究」No. 43, 2001年7月

府川哲夫『ドイツの年金改革』「年金と経済」Vol. 20, No. 5(2002年2月), 31-36.

府川哲夫『日本とドイツにおける公的年金改革の共通論点』「日本年金学会誌」第21号(2002年3月), 54-62.

2. 学会発表:

阿部 彩『貧困軽減における普遍主義と選別主義: LIS を使った国際比較』日本財政学会(2001. 10)

金子能宏『中国国有企・工的退休行・与・老保・制度改革』(中国語: 何立新氏と

共著)

中国社会科学院「移行経済における中国の労働市場の変化に関する国際比較セミナー」(2001. 12)

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得: なし
2. 実用新案登録: なし
3. その他: なし

厚生科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）

分担研究報告書

社会保障の改革動向に関する国際共同研究

分担研究者 府川 哲夫 国立社会保障・人口問題研究所

研究要旨 社会保障改革の動向に関する情報ネットワーク及び二国間の関係を通じ、各国の研究機関との情報・意見交換を行うとともに、特定の社会保障に関するテーマについての共同研究を実施する。平成13年度は「社会保障改革の動向に関する国際情報ネットワーク」、「公的年金の foundation に関する比較研究」、「家族の社会保障機能が社会保障の発展に及ぼす影響に関する研究」を実施した。

A. 研究目的

人口高齢化、経済の低成長等を背景に先進各国において社会保障の改革が進展している。それらの中には共通の政策もあれば、各国独自の対応も見られる。これらを今後のわが国の改革の参考にする際には、それぞれの国の既存制度や背景となる社会経済の状況を十分踏まえる必要がある。そのためには、当該国の研究機関との共同研究を実施することが最も有益な情報を得られる方法であると考えられる。

1997年にドイツのベルテルスマン財団より、国際的な社会保障改革の動向に関する情報ネットワークへの参加を要請され、国立社会保障・人口問題研究所が同ネットワークに参加することになった。これを契機に、本研究は同ネットワーク及び二国間の関係を通じ、各国の研究機関との情報、意見交換を行うとともに、特定の社会保障に関するテーマについての共同研究を実施することを目的とした。

B. 研究方法

本研究は、ベルテルスマン財団（ドイツ）、National Bureau of Economic Research（アメリカ）、世界銀行、RAND研究所（アメリカ）などとの多国間および2国間の関係を通じ、各国の研究機関との情報、意見交換を行い、医療、年金、福祉等の社会保障分野における国際的動向を把握し、特定のテーマについて共同研究を行った。

■共同研究1（1999～2001年度）：「社会保障改革の動向に関する国際情報ネットワーク」

ベルテルスマン財団（ドイツ）主催の「社会保障改革の動向に関する国際情報ネットワーク」に参加して、先進15か国における社会保障分野の改革に関する情報収集、比較分析を行った。

■共同研究4（1999～2001年度）：「公的年金の foundation に関する比較研究」

被用者に対する老齢年金給付を念頭に、日本を含む主要先進国の公的年金制度について、その基本原則、所得代替率、再分配の程度、制度の generosity 等を比較・分析して、日本の公的年金制度の客観的な特徴

付けを行った。諸外国の調査に関しては、ベルテルスマン改革ネットワーク等を活用した。

■共同研究6 (2000~2001年度):「家族の社会保障機能が社会保障の発展に及ぼす影響に関する研究」(トランスファー研究会)

世界銀行開発調査局 (Development Research Group) と連携をとりながら、日本における社会保障の機能と私的トランスファーによる家族の生活保障機能との関係をマイクロ・データを用いて実証分析するための準備作業を行った。この研究の最終的な目標は世界銀行アジア局における公私のトランスファーに関する研究成果と比較し、経済発展と高齢化を同時に迎えているアジア諸国の社会保障政策に対するインプリケーションを導くことである。

(倫理面への配慮)

マイクロデータを使用の際には、個人が特定されないように十分留意するとともに、個人情報流出のないように細心の注意を払う。

C. 研究結果

平成 13 年度の研究結果は以下のとおりである。

■共同研究1「社会保障改革の動向に関する国際情報ネットワーク」:

先進国 15 か国の参加国からなるネットワーク構築に参加し、当該年度における日本の社会保障改革の報告を行うとともに、先進 15 か国における過去3年間の改革の動向を分析した。

■共同研究4「公的年金の foundation に関する比較研究」:

2001 年度にはイギリス・アメリカ・ドイツの年金研究の専門家と研究交流を行い、

日本の公的年金制度の客観的な特徴づけを多角的に行った。各国とも一方で現役世代の負担の増加を抑制しながら、他方で高齢者に意味のある給付をし続けられる制度として存続させる道を探っている。ドイツの場合は年金制度に外付する形で任意加入の個人老齢保障制度(企業年金又は個人年金)を導入し、スウェーデンの場合は年金制度全体を経済変動や人口高齢化に対して中立的な制度に変えた。アメリカの制度(OASDI)は1983年以降、被用者、自営業者、公務員、等を適用し、12.4%の保険料率で運営されているが、このままでは2040年頃から約束している給付の約72%しか払えなくなるため、年金制度内に任意加入の個人退職勘定を導入する案を中心に年金改革が議論されている。The President's Commissionが提案した3案のうちより変化の大きい第2案と第3案について、年金制度全般に占める個人退職勘定のウェイトを保険料率ベースで計算するとそれぞれ32%、26%になる。

■共同研究6「家族の社会保障機能が社会保障の発展に及ぼす影響に関する研究」:

2001年度はマイクロ・データの使用申請および外国における既存研究の文献調査を行った。さらに、発展途上国の中でもWTOに加盟した中国の社会保障改革の動向は、発展途上国における社会保障の役割の変化とその効果の変化を探る一つの事例となるので、主として年金制度改革と高齢者の就業・引退行動を対象に実証分析を行った。その成果は、2001年12月に中国社会科学院が主催した「移行経済における中国の労働市場の変化に関する国際比較セミナー」において報告を行った。

D. 考察とE. 結論

経済の成熟化とグローバル化、人口の少子高齢化、財政状況の深刻化などにもなつて、今日、先進諸国は福祉国家の再構築という大きな課題に直面している。先進諸国はそれぞれの国ごとにその置かれた状況の中で社会保障改革を行っているが、一方で他国の経験を参考にしたり、他国の改革の方向を自国の改革の選択肢に加えるなど、改革の理念や改革の土台となるエビデンスを共有しようという動きが活発になっている。ベルテルスマン財団の社会保障改革情報ネットワークの構築はその一例である。

先進国の中で最も深刻な少子高齢社会を迎えると予想されている日本にとって、福祉国家の再構築は最も緊急性の高い政策課題である。日本が他の先進諸国から学ぶものは個別の制度改革もさることながら、その背景にある改革の理念や改革の土台となっているエビデンスであろう。そのためには2国間で研究機関同士が共同研究を実施・継続していくことが必要である。共同研究には多くの困難も伴うが、このようなプロセスを経てはじめて有意義な比較が可能となる情報が得られる。1999～2001年度の研究を通じて共同研究を継続することの意義も明らかになった。

F. 健康危険情報

なし

G・研究発表

1. 論文発表:

阿部 彩『国民年金の免除制度改正:未加入、未納率と逆進性への影響』「日本経済研究」No. 43, 2001年7月

府川哲夫『ドイツの年金改革』「年金と経済」Vol. 20, No. 5 (2002年2月), 31-36.

府川哲夫『日本とドイツにおける公的年金改革の共通論点』「日本年金学会誌」第21号(2002年3月), 54-62.

2. 学会発表:

阿部 彩『貧困軽減における普遍主義と選別主義:LISを使った国際比較』日本財政学会(2001.10)

金子能宏『中国国有企・工的退休行・与・老保・制度改革』(中国語:何立新氏と共著)

中国社会科学院「移行経済における中国の労働市場の変化に関する国際比較セミナー」(2001.12)

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得:なし

2. 実用新案登録:なし

3. その他:なし

厚生科学研究費補助金政策科学推進研究事業
「社会保障の改革動向に関する国際共同研究」
分担研究報告書

所得分配に関する国際比較研究

分担研究者 大石亜希子 国立社会保障・人口問題研究所

研究要旨

厚生労働省『所得再分配調査』、『国民生活基礎調査』のマイクロデータに基づき、世帯構造や家族構造などの属性をコントロールした上で各種の所得分配指標を用いて日本の所得格差、再分配の現状を把握するとともに、ルクセンブルク・インカム・スタディ (LIS) など海外の調査統計も利用し、両者の比較可能性を検討した。国際的にみた日本の所得格差の状況を把握するには、もととなる統計の調査対象、所得の定義、世帯人員の調整法等を詳細にコントロールすることが重要である。1990年代において日本の所得格差は拡大したが、それは主に世帯構造の変化によるところが大きい。税や社会保障による個別の再分配については、格差縮小効果が小さいものもあった。また、生涯ベースでみると再分配効果が減殺されていることも明らかになった。日本の再分配政策の特徴を捉える上では、諸外国との比較が有益である。

A 研究目的

本研究の目的は、所得分配に関する日本の統計と先進諸国の統計調査との比較可能性を調査対象、所得の定義、世帯人員の調整法、等から検討し、各種の所得分配指標を用いて日本の所得格差、再分配の状況を主要先進諸国と比較研究することにある。

B 研究方法

厚生労働省『所得再分配調査』、『国民生活基礎調査』のマイクロデータに基づき、世帯構造や家族構造などの属性をコントロールした上で各種の所得分配指標を用いて日本の所得格差、再分配の現状を把握するとともに、ルクセンブルク・インカム・スタディ (LIS) など海外の調査統計も利用し、両者の比較可能性を検討する。

(倫理面への配慮)

マイクロデータを使用の際には、個人が特定されないように十分留意するとともに、個人情報流出のないように細心の注意を払う。

C 研究結果

今年度は研究会での議論を踏まえて、研究成果を以下の8論文にとりまとめた。

「所得格差の変動の構造分析—家族変動と社会保障の観点から」(寺崎論文)では、近年の所得格差に関する研究成果をサーベイするとともに、家族のもつ生活保障機能に注目しながら所得格差の構造を世帯の多様化の観点から分析した。その結果、各種の不平等指標を用いても、1990年代に所得格差が拡大したことが確認された。学生の

増加という要因を除いても、格差の拡大傾向に変わりはなかった。また、世帯構造の変化をコントロールするために成人夫婦単位での所得格差を計測すると所得格差の変化は小さい。今後、生活状況に関して政策的な判断を正確にするためには、世帯における個人の状況について正確な情報を把握することが重要と思われる。

「世帯構造別所得分配と負担」(府川論文)では、世帯構造別にみた世帯所得が世帯主の年齢階級とともにどのように変わるか、現役の被用者世帯の所得分配状況はどうか、高齢者世帯の所得分配状況はどうかなどを、世帯人員を調整するための等価所得スケールを用いて計測した。世帯人員を調整すると、高齢層の所得不平等度は過大評価されている。また、引退世帯の平均所得は世帯人員調整後は現役世帯の60%に達していることが明らかになった。

「年齢階級内・間および生涯所得ベースでみた所得再分配」(小塩論文)は、税や社会保障がもたらしている再分配効果を年齢階級内、年齢階級間、そして生涯所得ベースで検討した。その結果、現在の税および社会保障による再分配は、親子同居の影響をコントロールすると、年齢階級内よりも年齢階級間で大きく働いていること、生涯所得ベースで厚生年金の再分配効果を試算すると、生涯を通じてみれば再分配効果は大きくない。しかも、厚生年金の再分配効果は、保険料の事業主負担や基礎年金の国庫負担など、保険料以外の財源によってもたらされていることが注目される。

「所得税と社会保険料の負担の実態」(田近・古谷論文)では、所得階層別に税と社会保険料負担の実態を計測した。その結果、

所得税の負担の軽減を諸控除で行っているために所得税の負担は高所得層に偏っていることが明らかになった。つづいて「所得税改革のマイクロ・シミュレーション」(田近・古谷論文)では、各種控除の扱いを変更した場合の効果を分析した。その結果、①給与所得控除を実額控除へと変更する税制改革は、所得税の税収全体を35.8%増加させる、②課税単位を世帯に変更する税制改革は、所得税の税収全体を11.6%低下させる、③配偶者特別控除の廃止は、所得税の税収全体を4.5%増加させることがわかった。

「こどものいる世帯に対する現金給付の分析」(阿部論文)では、児童手当、児童扶養手当、扶養控除がもつ便益の再分配上の帰結と貧困削減効果を実証的に把握した。児童手当等給付の格差是正効果は認められる半面、貧困削減効果は小さい。扶養控除は高所得層に多くの便益を与えている。

「母親の就業に及ぼす保育費用の影響」(大石論文)では、現物給付としての保育サービスの分配状況と、保育料が母親の就労に及ぼす影響を分析した。その結果、保育料は保育需要を減少させる効果は観察されたものの、労働供給への影響は有意には観察されなかった。

「Universalism and Targeting: An International Comparison using the LIS database」(阿部論文)では、日本を含む11ヶ国のマイクロデータを用い、4つのカテゴリーの世帯(再分配前と後の所得において：①貧困→貧困、②貧困→非貧困、③非貧困→非貧困、④非貧困→貧困)において、再分配がどのように機能しているかを考察した。その結果、日本は再分配前の貧